

令和6年度 地域スポーツ振興助成事業実施要領

1 目的

市郡町村体育・スポーツ協会が地域の幼児から高齢者までを対象として実施する各種スポーツ活動へ助成し、青少年の健全育成と生涯スポーツの振興を図る。

2 主催

福岡県 公益財団法人福岡県スポーツ協会

開催市郡町村体育・スポーツ協会 開催市町村、同教育委員会

3 助成対象事業

地域の幼児から高齢者までを対象として実施する下記のスポーツ活動事業に要する経費の助成。

事業名	事業内容
① 青少年スポーツ活動事業	I スポーツ医・科学講座と演習
② 壮年スポーツ活動事業	II 各種スポーツ教室
③ 高齢者スポーツ活動事業	III 各種スポーツ大会
④ 親子スポーツ活動事業	IV 野外活動
⑤ 女性スポーツ活動事業	V 健康・体力相談
⑥ 世代間交流スポーツ活動事業	VI 広報活動

1 各事業はメニュー事業とし、地域の事情に応じ、事業内容の単独または組み合わせで実施することができる。

2 地域の事情に応じて、各種スポーツ教室・大会の中にニュースポーツを取り入れてもよい。

※ 講師・指導者については、可能な限り公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクターまたは公認スポーツ指導者を活用すること。

※ 「I スポーツ医・科学講座と演習」の講師は本会スポーツ医・科学サポートシステム構築事業により派遣することができる。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

5 助成対象経費

謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他事業実施に直接必要な経費。

6 助成予定金額

事業規模及び内容に応じて事業費の一部を助成する。

ただし、1事業あたり上限12万円とし、同一市町村への助成総額は上限30万円とする。

なお、予算の範囲内で調整することがある。

7 助成期間

本事業は継続3カ年の補助事業とする（申請数によっては打ち切りの事業が出ることもある）。

なお、継続11カ年以上の事業は助成対象外とする。

また、前年度中止した事業を今年度も引き続き実施する場合、前年度と同じ申請年とする。

例：令和3年度が1年目で事業中止の場合、令和4年度も1年目として申請が可能。

8 提出先

公益財団法人福岡県スポーツ協会

〒812-0852 福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号

福岡県立スポーツ科学情報センター内

※ 町村体育・スポーツ協会は、該当郡体育・スポーツ協会へ提出すること。

また、郡体育・スポーツ協会は、該当町村体育・スポーツ協会の書類を取りまとめたうえ、提出すること。

地域スポーツ振興助成事業 事業例

事業メニュー		事業例
事業名	①青少年スポーツ活動事業	小学生を対象とした体力アップ教室。 併せて、体力テストの結果や体力を高める運動について演習を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	①青少年スポーツ活動事業	小～高校生対象の各種スポーツ大会。
事業内容	Ⅲ各種スポーツ大会	
事業名	③高齢者スポーツ活動事業	高齢者を対象とした健康づくり教室。 併せて、健康のためのスポーツマッサージについて演習を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	④親子スポーツ活動事業	小学生とその保護者を対象とした各種スポーツ教室。併せて子どもの体力向上に関する医・科学教室を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	⑤女性スポーツ活動事業	家庭婦人各種スポーツ大会。 併せて、スポーツ障害とその予防についてスポーツ講座を実施。
事業内容	Ⅲ各種スポーツ大会 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	⑥世代間交流スポーツ活動事業	地元の高校生（大学生）が指導者を務める小中学生を対象とした各種スポーツ教室。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室	
事業名	※（青少年～高齢者）スポーツ活動事業	市民全般を対象としたニュースポーツ体験イベント。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室	
事業名	※（青少年～高齢者）スポーツ活動事業	市民全般を対象とした各種スポーツ教室。併せて傷害予防のための準備運動に関する演習を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	